

平成29年 第2回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成29年5月 9日 開会

平成29年5月12日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成29年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（5月9日）

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
年長議員の紹介	9
議員自己紹介	10
町長あいさつ	12
執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介	15
開会の宣告	16
開議の宣告	16
仮議席の指定	16
議長の選挙について	16
議事日程の報告	19
議席の指定	19
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
副議長の選挙について	20
議席の一部変更について	22
常任委員会委員の選任について	22
議会運営委員会委員の選任について	24
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	25
日程の追加	28
発委第2号の説明、質疑、討論、採決	28
日程の追加	30
議会報編集特別委員会委員の選任について	30
日程の追加	31
会期の延長	31
延会の宣告	32

## 第 2 号（5月12日）

議事日程	33
------	----

出席議員	3 5
欠席議員	3 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
職務のため出席した者の職氏名	3 6
開会の宣告	3 7
議事日程の報告	3 7
承認第 1 号から議案第 5 5 の一括上程、説明	3 7
承認第 1 号の質疑、討論、採決	5 0
承認第 2 号の質疑、討論、採決	5 1
承認第 3 号の質疑、討論、採決	5 1
承認第 4 号の質疑、討論、採決	5 2
承認第 5 号の質疑、討論、採決	5 2
承認第 6 号の質疑、討論、採決	5 3
承認第 7 号の質疑、討論、採決	5 3
承認第 8 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	5 9
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	7 6
同意第 1 号の上程、説明、質疑、採決	7 7
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	7 8
町長あいさつ	7 8
閉会の宣告	7 9

平成29年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年4月26日

浪江町長 馬 場 有

- 1 日 時 平成29年5月9日（火） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 常任委員会委員の選任について
  - (4) 議会運営委員会委員の選任について
  - (5) 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
  - (6) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号）)
  - (7) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）)
  - (8) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）)
  - (9) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）)
  - (10) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）)
  - (11) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）)

- (12) 専決処分の承認を求めることについて  
（平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- (13) 専決処分の承認を求めることについて  
（浪江町税条例の一部改正について）
- (14) 工事請負契約の締結について  
（既存工事敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）
- (15) 工事請負契約の締結について  
（既存工事敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）
- (16) 工事請負契約の締結について  
（仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設  
整備工事）
- (17) 物品購入契約の締結について  
（浪江町共同調理場厨房機器等備品購入）
- (18) 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）
- (19) 監査委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成29年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成29年5月9日(火曜日) 午前9時開議

年長議員の紹介

議員自己紹介

町長あいさつ

執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

(第1号の追加1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 議席の一部変更について

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町一般会計補正予算(第9号))

日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第2号))

日程第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))

日程第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第4号))

日程第13 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))

日程第14 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会



- 計補正予算（第4号）
- 日程第15 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第16 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）
- 日程第17 議案第51号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）
- 日程第18 議案第52号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）
- 日程第19 議案第53号 工事請負契約の締結について（仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事）
- 日程第20 議案第54号 物品購入契約の締結について（浪江町共同調理場厨房機器等備品購入）
- 日程第21 議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 同意第 1号 監査委員の選任について  
（第1号の追加2）
- 追加日程第1 発委第2号 議会報編集特別委員会設置に関する決議  
（案）
- （第1号の追加3）
- 追加日程第2 議会報編集特別委員会委員の選任について  
（第1号の追加4）
- 追加日程第3 会期の延長

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長

次

長

清水佳宗

吉田厚志

書記

柴野早苗

---

### ◎年長議員の紹介

○**議会事務局長（清水佳宗君）** 皆様、おはようございます。

このたびは、去る4月に行われた町議会議員選挙において、見事ご当選されましたこと誠におめでとうございます。

私は、事務局長の清水佳宗と言います。

本臨時会は一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、出席議員の中で最年長である馬場績議員が臨時議長となります。

馬場議員、議長の席にお着き願います。

[臨時議長着席]

(午前 9時00分)

○**臨時議長（馬場 績君）** ただいま事務局長から紹介されました馬場績でございます。暫時の間、臨時議長を務めさせていただきます。

東日本大震災以来6年2カ月が過ぎようとしております。臨時会に先立ちまして、地震津波により犠牲となられた方々、長期に渡る避難より亡くなられた方々に対して哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

皆さん、ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○**臨時議長（馬場 績君）** おなおりください。

この度の浪江町議会議員一般選挙は、避難指示の一部が解除されたとはいえ、ほとんどの町民が町外に避難しているという困難な状況の中での選挙戦でありましたが、皆様にはこの選挙戦を見事に勝ち抜かれました。そして議席を獲得されましたことは誠に同慶に堪えない次第であります。ここに心からお祝いを申し上げたいと思います。

さて、先ほど事務局長から紹介されましたとおり、私は最年長者として地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、暫時の間、よろしくをお願いいたします。

なお、報道機関からの撮影等の申し出がありますが、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**臨時議長（馬場 績君）** 異議なしの声がございますので、これを許可いたします。

---

## ◎議員自己紹介

○臨時議長（馬場 續君） それでは、お諮りいたします。

今後議会議員として、同じく籍を置く者として住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（馬場 續君） 異議なしと認めます。

それでは、これより自己紹介をお願いいたします。

自己紹介の発言の順は1番、石井悠子さんからお願いいたします。

○1番（石井悠子君） おはようございます。

北幾世橋北内匠町の石井と申します。今日は千葉からまいりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（馬場 續君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 請戸出身の高野でございます。私、幼少の頃より漁業に従事しておりましたので浪江町の産業に全力を尽くしたいと思っております。4年間よろしく申し上げます。

○臨時議長（馬場 續君） 3番、半谷正夫君。

○3番（半谷正夫君） 大堀出身の半谷正夫でございます。年齢は65歳。現在はいわきに住んでおりますが、できるだけ早く地元に戻って仕事なりをやりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○臨時議長（馬場 續君） 4番、紺野則夫君。

○4番（紺野則夫君） 4番、紺野則夫でございます。棚塩に住んでおりました、家は津波ではありません。現在、本宮に住んでおるわけでございますけれども、2年前までそちらに座っておりました。違和感というかまた違った感じで今後孤軍奮闘しなければならないというそういった今現在の心境でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（馬場 續君） 5番、佐々木勇治君。

○5番（佐々木勇治君） おはようございます。権現堂の東住寺というところに住んでおります。佐々木勇治でございます。仕事は会社員で1Fの1号機から4号機に入っております。4年間よろしく申し上げます。

○臨時議長（馬場 續君） 6番、平本佳司君。

○6番（平本佳司君） おはようございます。平本佳司と申します。住所は上地区の立野というところでございます。4年間よろしく申し上げます。私は今回2期目ということになりますが、本会議場においては初めてでございます。非常に緊張しておりますが、1期目と同じ志をもって、初心に戻って4年間努め上げたいと思っておりますので

よろしく申し上げます。

- 臨時議長（馬場 續君） 7番、渡邊泰彦君。
- 7番（渡邊泰彦君） おはようございます。権現堂に住んでおります渡邊泰彦と申します。私も2期目になりますが、1期目は皆さんのお役に立てなくて申し訳ないと思っています。今期はきちっと皆さんとともに頑張ってお役に立ちたいと思いますので4年間よろしく申し上げます。
- 臨時議長（馬場 續君） 8番、松田孝司君。
- 8番（松田孝司君） 8番、松田孝司と申します。おはようございます。私は大堀地区の谷津田出身です。震災前は農業をやっていました。現在2期目に入らせていただきました、よろしく申し上げます。
- 臨時議長（馬場 續君） 9番、山本幸一郎君。
- 9番（山本幸一郎君） おはようございます。山本幸一郎です。出身は末ノ森地区です。今回3期目ということなのですが、この議場に6年ぶりに戻ってこれで仕事ができるということで感無量です。4年間お世話になります。よろしく申し上げます。
- 臨時議長（馬場 續君） 10番、山崎博文君。
- 10番（山崎博文君） 皆さんおはようございます。山崎博文と申します。住所は権現堂順礼川原でございます。職業は震災前そろばん塾をやっていましたが、現在、帰町しても子供がいないということで休業状態であります。この4年間、町長はじめ皆さんと議論したいと思いますのでよろしくお願いたします。
- 臨時議長（馬場 續君） 11番、泉田重章君。
- 11番（泉田重章君） おはようございます。浪江町北幾世橋出身の泉田重章です。4期目に入りました。私は農業の復興、これが浪江町の最重要課題であると考えております。一生懸命取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。
- 臨時議長（馬場 續君） 12番、紺野榮重君。
- 12番（紺野榮重君） おはようございます。浪江町幾世橋出身、紺野榮重でございます。職業は農業です。今、復興組合で田畑の維持管理をしている状況です。よろしくお願いたします。
- 臨時議長（馬場 續君） 13番、佐々木恵寿君。
- 13番（佐々木恵寿君） おはようございます。佐々木恵寿と申します。権現堂字新町79番地に居住しておりましたが、本日は郡山からきました。6年ぶりの本会議場、非常に緊張と清々しい気持ちであります。まずは復興、これからの町民の生活をどう保っていくか、この観点で議会活動を展開してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 臨時議長（馬場 績君） 14番、佐藤文子君。
- 14番（佐藤文子君） 川添中上ノ原に住んでいました、佐藤文子と申します。よろしくお願ひいたします。避難先は相馬市になりまして、今日は相馬市からまいりました。やはり5期目になります今期4年間は未だに避難の方が国内外に点在していますので、そういった方々と一人でも多くお話し合いができるような活動をしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（馬場 績君） 15番、吉田数博君。
- 15番（吉田数博君） 吉田数博と申します。大字苧宿に住んでおりましたが、今回、6期目ということで6年ぶりにこの議場に帰ってきて感慨深いものがござひます。やはり今、大変問題になっているのが社会的弱者といわれる方々への支援とかそのことが必要なんだろうと。やはり行政の力、政治の力を必要としている方々のためにこの4年間しっかりと取り組んでまいりたい、そんなんでおりますのでよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（馬場 績君） 最後になりましたけれども、馬場績でございます。議長席を離れることができませんのでこの場から自己紹介をさせていただきます。私は浪江町大字赤宇木字柵平、35歳から先祖伝来の田畑を引き継いで農業をやっておりました。原発避難で現在は大玉に住所を構えています。浪江町の最大の課題は浪江町の復興そのもの、併せて町民の生活再建、生業再建に議会が、あるいは議員がどう責任と役割を果たしていくかが求められていると思ひます。行政としっかりと力を合わせて町民の期待に応えていきたいと考えております。4年間よろしくお願ひ申し上げます。

---

### ◎町長あいさつ

- 臨時議長（馬場 績君） 続きまして、町長よりごあいさつをいただきますと思ひます。

[町長 馬場 有君登壇]

- 町長（馬場 有君） おはようござひます。本日ここに改選後初の浪江町議会臨時会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には去る4月23日に執行されました議会議員一般選挙におきまして、多くの町民からの力強いご指示と厚い信頼、そして大きな期待を担われて見事当選の栄に浴されましたことに心よりお祝ひを申し上げます。申し上げるまでもなく、議会は民意を代表しており、執行機関とそれぞれの立場により議論を尽くし、町政発展のためともに歩みを進めていかなければなりません。特に今年は、3月末に避難指示の一部が解除され、ようやく浪江町内で生活を再開す

ることができるようになりましたが、町内での生活環境はまだ十分に整ったとは言えず、農林漁業の再興、帰還困難区域の再生、雇用の喪失など課題が山積しております。これからの4年間、議員各位にはこれらの諸課題に町執行部とともに向き合ってください、町を創建するための礎の構築にご協力くださいますようお願い申し上げます。私も町政を預かる一人として初心を忘れることなく町民の皆様が安全で安心して生活が送れるよう全身全霊で取り組んでまいり所存でありますので、何卒温かいご理解とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町の平成29年度の各種施策につきましては、去る3月定例会におきましてご説明を申し上げ、ご承認をいただいたところでありますが、今回新しくご当選されました議員もおられますのでここで本年度の主要事業の一部と私の初心の一端について申し上げます。本年度は浪江町復興計画に位置付ける本格復興期の初年度にあたり、町内での生活環境の充実、雇用の確保に向けた事業、町民同士の絆の維持に重点を置いた各種施策を展開してまいります。まず町民同士、町民とふるさとの絆を維持するため、地区集会施設修築等事業費補助金を新たに創設し、各行政区で所有する集会所の改修や備品購入などを推進し、地域コミュニティの再生を図るとともに帰還された町民が孤立感を感じないよう町内での交流イベントも実施してまいります。継続事業としましては、タブレット端末を活用したつながりの維持、あるいは復興支援員を全国7カ所に配置し、避難先での交流会も実施してまいります。

次に、町民の命、健康を守るため、新規事業としてサポートセンターを公設民営で町内に開設し、町内に帰還する高齢者等が安心して生活できるよう努めてまいります。継続事業としては外部被ばく線量測定事業及び内部被ばく検査事業を実施し、町民の皆様の健康を長期に見守り、帰還に際しての不安の解消と安全・安心を確保してまいります。

次に、町民活動や生活再建を支援するため、新規事業として津波被害を受けた住宅を再建する方に対し、追加支援を行います。さらには県内外の応急仮設住宅等から町内に帰還する世帯に対し、引っ越し費用の助成も行ってまいります。継続事業としてはADR集団申立ての決着に向けた取り組みを進めるとともに、賠償未請求者への請求支援を実施してまいります。

次に、安心・安全なふるさとを取り戻すため帰還困難区域における復興拠点等の整備に向けた計画を策定し、新規事業として帰還困難区域の再生に向けた取り組みを加速させてまいります。継続事業



としては有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ、サル等の捕獲事業の実施や町内防犯体制強化事業として防犯カメラや見守り隊などによる防犯パトロールなどの防犯体制を強化してまいります。

次に、ふるさとの環境を整え、不自由のない環境をつくるため、新規事業として帰還するために町内の住宅の修繕、リフォームなどの費用の一部を助成するとともに、デマンドタクシーを運行して町内での移動手段を確保してまいります。継続事業としては、帰還のために町内の住宅の清掃を実施する町民に対して費用の一部を助成するとともに、町民の帰還準備等の際の負担を軽減するためホテルなみえを一時宿泊所として運営してまいります。

次に、浪江の豊かな産業を取り戻すため、新規事業として請戸漁港で仲買人や加工業者が事業再開をするために必要な水産加工団地を整備するとともに、加工業者が施設を再建するために必要な費用を助成してまいります。継続事業としては、営農再開に向けて地区の復興組合が行う除染後の農地保全活動に対する助成や、町内での事業再開に対する優遇措置として光熱水費等の助成などを実施してまいります。これ以外にも震災アーカイブ事業、認定こども園の整備をはじめとする子育て支援事業、避難先での就学支援など多種多様な状況に置かれた町民の皆様に寄り添った施策を展開してまいります。これらを実施するにあたり、平成29年度一般会計予算の総額は268億1200万円、前年度比26.2%の増となっております。震災以降、自主財源が大幅に減少し、脆弱な財政基盤でありますので予算執行にあたっては、あらゆる財源を活用し、効率的な運用に努め、事業を遂行してまいりますので、議員におかれましては、どうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は初議会でありますので、議会の人事構成が中心となりますが、私からの提案事項は専決処分の承認、あるいは監査委員の選任など14件であります。詳細については提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、現在発生しております井手地区の山林火災につきまして、現在、地域スポーツセンターに双葉町と合同の現地対策本部を設置し、消防、自衛隊等関係機関と連携をし、消火活動を実施しており、現地での指導に当たるため一時席を外しますので特段のご理解をお願い申し上げます。災害の現状につきましては、副町長より後ほどご報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

### ◎執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

- 臨時議長（馬場 績君） 続きまして、執行部幹部職員の紹介を宮口副町長よりお願いをします。
- 副町長（宮口勝美君） おはようございます。副町長の宮口でございます。私より幹部職員を紹介させていただきます。  
私の右隣にいますのが副町長の本間茂行でございます。
- 副町長（本間茂行君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 演壇をはさみまして向かって右側、教育長、畠山熙一郎でございます。
- 教育長（畠山熙一郎君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） その隣、代表監査委員、根岸弘正でございます。
- 代表監査委員（根岸弘正君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） こちら戻りまして2列目、総務課長、山本邦一でございます。
- 総務課長（山本邦一君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（宮口勝美君） その隣、企画財政課長、安倍靖でございます。
- 企画財政課長（安倍 靖君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（宮口勝美君） その隣、二本松事務所長兼総合窓口課長兼仮設津島診療所事務長、居村勲でございます。
- 二本松事務所長兼総合窓口課長兼津島診療所事務長（居村 勲君）  
よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 演壇をはさみまして右手側2列目、教育委員会事務局次長、大原教知でございます。
- 教育委員会事務局教育次長（大原教知君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 会計管理者兼出納室長、鈴木貞孝でございます。
- 会計管理者出納室長（鈴木貞孝君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（宮口勝美君） 生活支援課長、清水中でございます。  
こちら戻りまして3列目、内側から産業振興課長、岩野善一でございます。
- 産業振興課長（岩野善一君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（宮口勝美君） 住宅水道課長、戸浪義勝でございます。
- 住宅水道課長（戸浪義勝君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） まちづくり整備課長、三瓶徳久でございます。
- まちづくり整備課長（三瓶徳久君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 演壇はさみまして右側に移ります。3列目、住民課長、武隈吉美でございます。

- 住民課長（武隈吉美君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 健康保険課長兼浪江診療所事務長、鈴木政己でございます。
- 健康保険課長兼浪江診療所事務長（鈴木政己君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 介護福祉課長、佐藤祐一でございます。
- 介護福祉課長（佐藤祐一君） よろしくお願ひします。
- 副町長（宮口勝美君） 以上で幹部職員の紹介を終わります。
- 臨時議長（馬場 績君） 続きまして、議会事務局長より事務局職員の紹介をお願いいたします。
- 事務局長（清水佳宗君） それでは議会事務局の職員をご紹介します。次長の吉田厚志でございます。
- 次長（吉田厚志君） よろしくお願ひします。
- 事務局長（清水佳宗君） 書記の柴野早苗でございます。
- 書記（柴野早苗君） よろしくお願ひいたします。
- 事務局長（清水佳宗君） 事務局長の清水佳宗でございます。よろしくお願ひします。

---

#### ◎開会の宣告

- 臨時議長（馬場 績君） 次の議事進行したいと思います。ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回浪江町議会臨時会を開会いたします。
- （午前 9時26分）

---

#### ◎開議の宣告

- 臨時議長（馬場 績君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎仮議席の指定

- 臨時議長（馬場 績君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着座の議席といたします。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

---

#### ◎議長の選挙について

- 臨時議長（馬場 績君） 日程第2、議長の選挙についてを行います。選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするかをお諮りをいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（馬場 續君） それでは、投票という声がございますので、選挙は投票で行うことにいたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（馬場 續君） 異議なしと認めます。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

なお、議場閉鎖につき傍聴人につきましても、移動をご遠慮いただきたいと思えます。現状のままで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（馬場 續君） ただいまの出席議員数は、先ほども申し上げたとおり16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、石井悠子さん及び2番、高野武君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名、すなわち議長にしたい方、一人の名前を記載してください。なお、白票は無効となりますのでご注意ください。

---

○臨時議長（馬場 續君） 投票用紙配付のため、暫時休憩いたします。  
(午前 9時29分)

---

○臨時議長（馬場 續君） 再開いたします。  
(午前 9時30分)

---

○臨時議長（馬場 續君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（馬場 續君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検に入ります。会議規則第29条第2項の規定により、職員に投票箱の点検をさせます。

事務局点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（馬場 續君） 投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○臨時議長（馬場 績君） 投票漏れは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（馬場 績君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、石井悠子さん、2番、高野武君開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（馬場 績君） 開票結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

紺野榮重君 15票

馬場 績君 1票

以上です。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票となります。従いまして紺野榮重君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（馬場 績君） ただいま、議長に当選されました紺野榮重君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選された紺野榮重君より登壇でご挨拶をお願いいたします。

登壇をお願いします。

[議長 紺野榮重君登壇]

○議長（紺野榮重君） 紺野榮重でございます。議長就任挨拶の前に十万山周辺山火事災害での消火活動に対し御礼申し上げます。29日から10日間かかり鎮圧されましたが、未だ鎮火には至っておりません。現在も消火活動をされておりますが、国、県、自衛隊、警察、広域消防、消防団におかれましては誠にありがとうございます。そして、町長はじめ職員の方々にも連休中であるにも関わらず消火対応ご苦勞様でございます。心から御礼申し上げます。

議長就任の挨拶を申し上げます。まずは6年2カ月ぶりの浪江町議会議場に入り感無量であります。3月31日、帰還困難区域以外の避難指示解除がされました。これからが復興の始まり、スタートで

あります。避難解除できなかつた帰還困難区域に復興拠点を作り、解除する国の方針に沿って早く帰還できるように頑張らなくてはならないと思います。何百年もかかってできた浪江町。1町5カ村が合併してできたそれぞれの地域の歴史をなんとしてもこの歴史を次の世代に引き継がなくてはなりません。多くの課題がある中で行政と議会が両輪となって浪江町の復興再生に努力しなければならないと思います。開かれた議会、町民に信頼される議会を目指したいと思います。

よろしくお願いを申し上げまして、議長就任挨拶といたします。  
よろしくお願います。

○臨時議長（馬場 績君） これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様のご協力により円滑に終了することができましたことをあらためて御礼申し上げます。

それでは、紺野榮重議長、議長席にお着きお願いいたします。

---

○臨時議長（馬場 績君） 暫時休憩をいたします。

[臨時議長退席、議長着席]

(午前 9時45分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 9時46分)

---

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。

(午前 9時46分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 9時47分)

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 引き続き、議事日程第1号の追加1により会議を続けます。

---

#### ◎議席の指定

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の議席を指定します。

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、  
1番、石井悠子君、2番、高野武君、3番、半谷正夫君を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議  
ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日と決定しました。
- 

### ◎副議長の選挙について

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、副議長の選挙について行います。  
選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするか、お諮りいたします。  
〔「投票」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 投票による方法でという声がございます。選挙  
は投票で行うことに、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
それでは、選挙は投票で行います。  
議場を閉鎖いたします。  
傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。  
〔議場閉鎖〕
- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人です。  
次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、3番、半  
谷正夫君及び4番、紺野則夫君を指名いたします。  
投票箱を点検します。  
事務局、点検をお願いします。  
〔投票箱点検〕
- 議長（紺野榮重君） 異状なしと認めます。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は、単記無記名すなわち、副議長に

したい方、一人の名前のみを記載してください。

なお、白票は無効となりますのでご注意ください。

---

○議長（紺野榮重君） 投票用紙配付のため、暫時休議します。  
(午前 9時50分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午前 9時51分)

---

○議長（紺野榮重君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○議長（紺野榮重君） 投票漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、半谷正夫君及び4番、紺野則夫君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（紺野榮重君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

佐々木恵寿君 13票

山崎博文君 2票

馬場 績君 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票です。

従いまして佐々木恵寿君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（紺野榮重君） ただ今、副議長に当選されました佐々木恵寿君



が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、佐々木恵寿君より登壇ご挨拶をお願いします。

[副議長 佐々木恵寿君登壇]

- 副議長（佐々木恵寿君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま副議長として就任しました佐々木恵寿でございます。今、浪江町はご承知のとおり、まさしく有事であります。この状況をいかに復興、そして町民の皆さんと浪江町が復興の道を歩んで再生できるかということが大きな課題であります。町民主権のもと議会が議会としてしっかりと機能できるよう誠心誠意努力してまいる所存でありますのでどうぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。終わりに、今後、議長を支え皆様とともに平等とそして町民の皆様の意見を十分吸収できる議会として進んでいくことをお誓い申し上げてご挨拶とさせていただきます。
- 

#### ◎議席の一部変更について

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、議席の一部変更について行います。  
先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部の変更をします。  
議席は慣例により、4番が議長、9番が副議長の議席となり、順次移動した議席をもちまして、議席番号の指定とします。
- 

- 議長（紺野榮重君） 暫時休議いたします。  
(午前10時03分)
- 

- 議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午前10時05分)
- 

- 議長（紺野榮重君） ここで10時20分より全員協議会を開催しますので、全員協議会室にご参集ください。暫時休議します。  
(午前10時05分)
- 

- 議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午前10時35分)
- 

#### ◎常任委員会委員の選任について

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

これより、休議に入りますが、休議中に、第2希望までの希望をとり、それをとりまとめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

これから配付する用紙に希望委員会名を記入の上、事務局長まで提出願います。

---

○議長（紺野榮重君） 用紙配布のため、暫時休憩します。

（午前10時35分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午前10時37分）

---

○議長（紺野榮重君） 11時10分まで休議します。

（午前10時37分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午前11時10分）

---

○議長（紺野榮重君） 委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。順不同についてはご容赦ください。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、それぞれの常任委員が選任されましたが、委員長・副委員長の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選されることになっております。それぞれの委員会において互選されるようお願いします。

総務常任委員会は第1委員会室、産業・建設常任委員会は第2委員会室、文教・厚生常任委員会は第3委員会室でそれぞれお願いいたします。

---

○議長（紺野榮重君） ここで、11時30分まで休憩いたします。  
(午前11時10分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午前11時30分)

---

○議長（紺野榮重君） ただいま、休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告いたします。

総務常任委員長に山本幸一郎君。副委員長に紺野則夫君。  
産業建設常任委員長に平本佳司君。副委員長に高野武君。  
文教厚生常任委員長に佐藤文子君。副委員長に石井悠子君。  
以上のとおり、互選されました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

---

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休憩します。  
(午前11時30分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午前11時31分)

---

○議長（紺野榮重君） 議会運営委員会委員に山本幸一郎君、吉田数博君、平本佳司君、山崎博文君、佐藤文子君、泉田重章君を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会に選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会委員が選任されましたが、委員長、副委員長の選任については委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選されるとされておりますので、委員会において互選されるようお願い申し上げます。

議会運営委員会委員の方は第1委員会室にご参集願います。

---

○議長（紺野榮重君） ここで11時50分まで休憩をいたします。  
(午前 11時32分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午前 11時45分)

---

○議長（紺野榮重君） ただいま休議中に、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。  
議会運営委員会委員長に泉田重章君。副委員長に山崎博文君が互選されました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで昼食休憩のため2時まで休議します。  
なお、議会運営委員会を午後1時から開催しますので委員の方は第1委員会室にご参集ください。  
(午前 11時46分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午後 2時00分)

---

○議長（紺野榮重君） ここで全員協議会開催のため、暫時休議します。  
直ちに全員協議会を開催しますので全員協議会室にご参集願います。  
(午後 2時00分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。  
(午後 2時58分)

---

### ◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（紺野榮重君） 日程第8、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙につきましては、双葉地方広域市町村圏組合規約第5条第1項の規定により4名を選挙することになります。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法にするか、お諮りいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 投票による選挙という声がございます。選挙は投票で行うことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。

〔議場閉鎖〕

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、6番、佐々木勇治及び7番、平本佳司君を指名します。

投票箱を点検します。

会議規則第29条第2項の規定により職員に点検させます。

事務局、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（紺野榮重君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の議員にしたい方、1人の氏名を記載してください。得票数の多い順に法定得票数を超えた者4名を当選者とします。

---

○議長（紺野榮重君） 投票用紙配付のため、暫時休憩します。

（午後 3時00分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時01分）

---

○議長（紺野榮重君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長、点呼投票〕

○議長（紺野榮重君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、佐々木勇治君及び7番、平本佳司君の開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（紺野榮重君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

紺野榮重君 6票

山本幸一郎君 4票

吉田数博君 4票

馬場 績君 1票

泉田重章君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票です。

ここで、馬場績議員と泉田重章議員の得票数はいずれもこれ以上です。両者の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっています。

馬場君と泉田君が議場におられますのでくじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

6番、佐々木君、7番、平本君、くじの立ち会いを。

16番。

○16番（馬場 績君） 16番、馬場績ですけど、貴重な一票をいただきました、ありがとうございます。辞退をいたします。お取りはからい願います。

○議長（紺野榮重君） 紺野榮重君、山本幸一郎君、吉田数博君、泉田重章君を当選とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、4人を当選者といたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（紺野榮重君） ただいま、双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選された紺野榮重君、山本幸一郎君、吉田数博君、泉田重章君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

○議長（紺野榮重君） ここで資料配付のため、暫時休憩します。  
(午後 3時18分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 3時19分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、発委第2号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発委第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 追加日程第1、発委第2号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

---

○議長（紺野榮重君） ここで議案配付のため、暫時休憩します。  
(午後 3時19分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 3時20分)

---

○議長（紺野榮重君） 事務局長に議案の朗読をさせます。

○事務局長（清水佳宗君） 発委第2号 平成29年5月9日浪江町議会議長、紺野榮重様。提出者、浪江町議会運営委員会委員長、泉田重章。議会報編集特別委員会に関する決議（案）。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び浪江町会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）、次のとおり議会報編集特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議会報編集特別委員会。
- 2、根拠、地方自治法第109条及び浪江町議会委員会条例第5条。
- 3、目的、議会報の調査研修、比較編集確保のため。
- 4、委員の定数、6名。

以上です。

○議長（紺野榮重君） 議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（泉田重章君） 提案理由の説明を申し上げます。

ただいま、事務局長から朗読のあったとおり、議会だよりを発効する必要があるということから、特別委員会の設置を求めるものであります。

以上であります。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第2号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで資料配付のため、暫時休憩します。

（午後 3時23分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時24分）

---



◎日程の追加

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（紺野榮重君） 追加日程第2、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会報編集特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

---

○議長（紺野榮重君） ここで資料配付のため、暫時休憩します。  
(午後 3時25分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 3時26分)

---

○議長（紺野榮重君） 議会報編集特別委員会委員に紺野則夫君、高野武君、石井悠子君、渡邊泰彦君、山崎博文君、半谷正夫君を指名します。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって議会報編集特別委員会委員は以上のとおり選任することに決定しました。

ただいま議会報編集特別委員会委員が選任されましたが、委員長、副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとされておりますので、委員会において選任されるようお願いいたします。議会報編集特別委員会委員の方は第1委員会室にご参集願います。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休憩します。

(午後 3時26分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午後 3時35分)

---

○議長（紺野榮重君） 委員長に渡邊泰彦君、副委員長に半谷正夫君が互選されましたので報告します。

---

○議長（紺野榮重君） 資料配布のため、暫時休憩します。

(午後 3時35分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午後 3時37分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（紺野榮重君） お手元に配付のとおり、会期の延長の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって会期の延長の件を日程に追加し、直ちに追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎会期の延長

○議長（紺野榮重君） 追加日程第3、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日までと議決されていますが、災害対応のため、5月12日まで3日間延長したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

従って、会期は5月12日まで3日間延長することに決定しました。会期中の会議についてお諮りします。

12日を本会議とし、10日から11日までは休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって会期中の会議はこのとおり決定しました。  
お諮りします。  
本日の会議はこれで延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
よって本日はこれで延会することに決定しました。
- 

◎延会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。  
12日は午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。  
なお、これより直ちに議会運営委員会を開催いたします。お願い  
をいたします。よろしく申し上げます。

（午後 3時38分）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 2 号 )

平成29年第2回浪江町議会臨時会

議事日程(第2号)

平成29年5月12日(金曜日)午前9時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町一般会計補正予算(第9号))               |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第2号)) |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))       |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第4号)) |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))        |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))       |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))         |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について)                      |
| 日程第 9 | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について(既存工場敷地(藤橋地区)既存建屋解体工事)                     |
| 日程第10 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について(既存工場敷地(藤橋地区)敷地内整備工事)                      |
| 日程第11 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について(仮設住宅(ログハウスタイプ)を活用した一時滞在施設整備工事)            |
| 日程第12 | 議案第54号 | 物品購入契約の締結について(浪江町共同調理場厨房機器等備品購入)                        |

- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度浪江町一般会計補正予算（第  
1 号）
- 日程第 1 4 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志



---

### ◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。地球温暖化防止の観点から5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解ください。なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

ここでお手元に配付のとおり、町長より事件の訂正請求が出ております。会議の議題となる前ですので、会議規則第20条第1項但し書きの規定により、議長においてこれを許可しました。

なお、説明資料についても訂正箇所があり、正誤表を配付しておりますので御了承ください。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### ◎承認第1号から議案第55号一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号））から日程第13、議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号））から日程第13、議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

町長から提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号）について専決処分承認を求めます。内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、平成28年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億2451万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を224億1254万7000円とするものであります。

詳細については企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは予算書事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入についてでございます。9ページ款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税1687万5000円の増につきましては、交付額確定による増でございます。以下10ページまで款10交通安全対策特別交付金までの各交付金につきましては交付額の確定による増でございます。

なお、10ページ款9地方交付税3891万7000円の増につきましては、震災特交等特別交付税3月交付額の確定による増でございます。これによりまして特別交付税の交付額は43億495万5000円となります。

続きまして、11ページ款13国庫支出金、項1国庫負担金305万円の減につきましては、障がい者医療費等の確定による減でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金6011万3000円の減は上柳町線拡幅事業ほか3事業の事業費確定による福島再生加速化交付金の減でございます。同じく目2民生費国庫補助金249万8000円の減は、地域生活支援事業等の確定による減でございます。同じく目3災害復旧費国庫補助金163万2000円の減は、公共土木施設災害復旧事業の事業費確定による減でございます。

同じく目5土木費国庫補助金1820万1000円の減は川原沢田線改良工事の事業費確定による減でございます。

続いて12ページ、目6商工費国庫補助金6520万円の減は交流情報発信拠点施設整備事業の事業費減による減でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金192万6000円の減は、中間サーバープラットフォーム利用負担金の確定による減でございます。同じく目2民生費県負担金167万4000円の減は障がい者自立給付費等の確定による減でございます。

続いて13ページ、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金314万8000円の減は、福島県地域創生総合支援事業補助金等の確定による減でございます。同じく目2民生費県補助金288万4000

円の減は、地域生活支援事業等の確定による減でございます。

次に、款14県支出金、項3委託金1182万3000円の増につきましては参議院議員通常選挙費委託金の確定による増でございます。

続きまして13ページから14ページにかけてでございますが、款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金328万7000円の増につきましては各基金利子の確定による増でございます。

続いて14ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億7801万3000円の減は財源調整による繰入額の減でございます。同じく目2、浪江町復旧復興基金繰入金3663万6000円の減は、津波被災住宅再建補助金ほか3事業の確定による繰入額の減でございます。同じく目3東日本大震災復興交付金基金繰入金2億300万6000円の減は防災集団移転促進事業等の事業費減による繰入額の減でございます。同じく目6佐藤十郎職員研修基金繰入金242万8000円の減は職員研修事業の事業費確定による繰入額の減でございます。同じく目9浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金1億2534万8000円の減は災害公営住宅整備事業の事業費減による繰入額の減でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。

15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費102万6000円の増につきましては、印刷製本費不用残350万円の減、並びに浪江町復旧復興基金利子以下各基金の確定による積立金452万6000円の増でございます。同じく目9情報管理費329万円の減は、主に庁舎移転通信設備工事、並びに光ケーブル移転工事の確定による工事請負費200万円の減でございます。

続きまして16ページ、目13職員研修基金費241万6000円の減は、主に職員研修委託料135万円の減でございます。

続いて18ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1163万4000円の減は東日本大震災慰霊碑建立工事の確定による工事請負費244万円の減、並びに重度心身障がい者医療給付医療費以下支給額の確定による扶助費973万5000円の減でございます。

続きまして19ページ、款3民生費、項3災害救助費、目2賠償支援事業費300万円の減につきましては、通信運搬費不用残の減でございます。同じく目4災害救助救援対策費2250万円の減は災害弔慰金支給額の確定による減でございます。

続きまして20ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費190万6000円の減は合併処理浄化槽設置事業補助金の確定による減でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目6交流情報発信拠点整備事業

費2500万円の減は、造成設計委託料の確定等による委託料の減でございます。

続いて21ページ、款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費400万円の減は道路修繕料、並びに道路改良工事、それぞれ不用残の減でございます。同じく目3 道路新設改良費、1億1919万8000円の減は上柳町線道路改良工事の確定による工事請負費526万4000円の減、並びに常磐線改良工事負担金1億1393万4000円の減でございます。

続いて22ページ、款8 土木費、項4 都市計画費、目5 防災集団移転促進事業費2億6092万円の減は、移転元買取に係る公有財産購入費2億1834万9000円の減、並びにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金、並びに浪江町被災住宅再建補助金の確定による補助金4257万1000円の減でございます。同じく、目6 まちづくり整備事業費1040万1000円の減は空き家、空き地調査業務委託料以下各委託料の確定による減でございます。

次に、款8 土木費、項5 住宅費、目1 住宅管理費160万8000円の減は手数料不用残の減でございます。同じく目2 復興公営住宅費1億4325万5000円の減は、建築設計委託料、災害公営住宅購入費、それぞれ額の確定による減でございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、6ページをご覧くださいと思います。今回追加といたしまして、款3 民生費、項1 社会福祉費、認知症高齢者グループホーム建設等補助金1479万7000円。理由といたしましては、事業計画の策定に時間を要し、年度内完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。さらに変更といたしまして、款8 土木費、項5 住宅費、災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）これにつきましては、事業費の確定により、変更前18億8340万3000円から1億3900万円を減額し、17億4440万3000円に変更するものでございます。

さらには最後といたしまして、別紙資料といたしまして各基金の運用状況一覧を添付してございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 承認第2号 専決処分の承認を求めることにつ

いてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については歳出の基金積立金2000円を増額、予備費2000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9000円を追加し、57億4537万円とするものであります。歳入は国保基金利子5万9000円を増額したものであります。歳出は国保基金積立金6万円を増額、予備費1000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については事業費が確定したことにより、平成28年度予算の整理等を行ったものであり、歳出予算の総務費を152万円減額し、予備費を152万円増額したものであります。

よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については災害復旧事業費等の事業確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億5136万9000円とするものであります。歳入の主なものは基金繰入金428万円の減額、災害復旧事業費国庫負担金31万5000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、下水道災害復旧費260万円の減額、下水道維持管理費148万円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については災害復旧事業費等の事業確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7678万9000円とするものであります。歳入の主なものは基金繰入金54万円を減額したものであります。歳出の主なものは農業集落排水維持管理費74万9000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ434万8000円を減額し29億1427万2000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫支出金415万8000円を減額、支払基金交付金27万4000円を減額したものであります。

歳出の主なものは地域支援事業費27万4000円を減額、予備費415万9000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は地方税法が改正されたことに伴い、浪江町税条例の一部改正をするものであります。

詳細については住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

本案は平成29年度の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が国会において平成29年3月31日可決成立し、同法律及び関係法令が同月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、浪江町税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付けで専決処分いたしましたので同条3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第8号資料新旧対照表に沿ってご説明いたします。

5ページをお開きください。33条4項は町民税で上場企業の株式の配当などの所得に対する課税について、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出されている場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税できることを明確化したものでございます。6項では同様に上場企業の株式の譲渡取得の改正を行うものでございます。

6ページをお開きください。34条の9は33条の改正に伴う所要の規定の整備をするものでございます。48条及び9ページの50条までは引用する条項にズレが生じたため文言や規定の整備と合わせて改正を行うものでございます。

10ページをお開きください。固定資産税についてでございます。61条第8項は法律の改正により、規定の整備をするものでございます。これまでも戸別の災害において講じられてきた被災代替償却資

産の課税標準の特例について規定が新設されたものでございます。

11ページをお願いします。61条の2第1項から第3項については地方税法の改正により児童福祉法に定める家庭的保育事業及び居宅訪問保育事業及び事業所内保育事業の家屋等償却資産課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするとされたことから、浪江町においては2分の1としたものでございます。63条の2は居住用高層建築物、いわゆるタワーマンションの各区分所有者が負担する固定資産税においてこれまで専有面積による案分であったものについて、階層別の補正を行うこととされたことに併せて規定の整備を行うものでございます。63条の3は被災市街地復興推進地域に定められた場合には、災害発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものでございます。

13ページをお開きください。74条の2は被災市街地復興推進地域に定められた場合には、災害等発生後4年度分に限り被災住宅用地の特例を受けられる常設の規定を設けるものでございます。

14ページをお開きください。ここから附則となります。附則第5条は、控除対象配偶者の定義変更に伴い町民税の控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございます。附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。

15ページをお開きください。附則第10条の第2項から17ページの7項までは引用文のズレでございます。附則第10条の3、第8項及び第9項は法規定の新設により、固定資産税においてそれぞれ特定耐震基準適合住宅の認定を受けるための新設の規定となっております。

19ページをお開きください。附則第16条は軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長するものです。同時に窒素酸化物の排出基準やエネルギー消費効率の基準が強化されております。

20ページをお開きください。附則第16条の2は軽自動車税のグリーン化特例について第3者の不正行為、例えば、自動車メーカーなどの燃費不正問題などが記憶に新しいものではございますが、それに起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例でございまして、第3者を不足額分の所有者とみなして不足額に10%を上乗せして適用するものでございます。

21ページをお開きください。附則第16条の3は33条での説明と同様、町民税の上場企業の株式相手の所得に対する課税について源泉



分離課税、申告分離課税、総合課税のいずれかの選択をできるとされているところ所得税の確定申告が提出されている場合であってもその後個人住民税の申告書が提出されている場合には、後者の申告に記載された事項をもとに課税できることを明確化したものでございます。

22ページをお開きください。附則17条の2は優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の町民税の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。

23ページをお開きください。附則20条の2は日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みである日台租税取り決めが署名され、これを国内に適応するための国内法として外国居住者等の所得に対する相互主義による取得税等に非課税等に関する法律が施行されたことにより、日本国居住者が国外において支払を受ける利子等及び配当については、利子割り及び配当割りの特別徴収義務を解除した上で当該特例適用利子については申告分離課税、特例適応配当については申告分離課税または総合課税により課税するものでございます。

26ページをお開きください。附則第20条の3は従来からある規定が20条の2、新たな規定が設けられたことからズレたものでございますが、こちらは租税条約の規定を包含するように規定されている租税条約等実施特例法に係るものでございまして、こちらもほぼ同様な内容となります。また33条その他でご説明しておりますが、提出された申告書に記載された申告、その他の事情を勘案して町長が課税方式を徹底できることを明確化する改正を加えております。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第51号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは契約の内容についてご説明いたします。

1番として契約の目的は既存工業敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事であります。

2番としまして施行箇所は大字藤橋字亀下地内であります。

3番として契約の方法は指名競争入札であります。

4番として契約の金額は6億1560万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4560万円であります。

5番として契約の相手方は浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役戸川聡であります。

6番として工期は議会の議決を得た日から平成30年1月31日までであります。

次に、工事の概要は議案第51号資料によりご説明いたします。お聞きください。図面で赤く着色してある建屋施設については、解体せずに有効利用するものであり、色が着色されていない建物施設について今回解体するものであります。図面左上に撤去建物及び撤去設備リストを掲載しております。工場棟については図面右下の第4期工場棟以外は解体撤去以下守衛室や倉庫、ガレージ等について解体撤去を行うこととしております。設備については浄化槽やキュービクルなどの撤去を行うこととしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は既存工事敷地（藤橋地区）敷地内整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは契約の内容についてご説明い

たします。

1番として契約の目的は既存工業敷地（藤橋地区）施設内整備工事であります。

2番として施行箇所は大字藤橋字亀下地内であります。

3番として契約の方法は指名競争入札であります。

4番として契約の金額は6696万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額496万円であります。

5番として契約の相手方は浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長横山佳弘であります。

6番として工期は議会の議決を得た日から平成30年1月31日までであります。

次に工事の概要につきましては、議案第52号資料によりご説明いたします。従来は浪江日本ブレーキ株式会社1社のみで当該敷地を活用しておりましたが、企業のニーズなどを勘案し、用地を分割し、複数の企業が誘致できる環境を整備するものであります。そのために幹線となる敷地中央の道路整備、また、敷地外周道路の整備、L型排水溝の布設、また震災後、敷地の裏面が崩れている箇所がありますので崖復旧工などであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第11、議案第53号 工事請負契約の締結について（仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第53号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組代表取締役泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、産業振興課長。

**○産業振興課長（岩野善一君）** それでは契約の内容についてご説明いたします。

1番として契約の目的は仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事であります。

2番として施行箇所は大字高瀬字丈六地内であります。

3番として契約の方法は指名競争入札であります。

4番として契約の金額は2億8080万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2080万円であります。

5番として契約の相手方は浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役泉田征慶であります。

6番として工期は議会の議決を得た日から平成29年9月30日までであります。

工事の概要は議案第53号資料によりご説明いたします。場所につきましては、いこいの村なみえ敷地内のテニスコートの場所に二本松市の大平仮設住宅にあるログハウスタイプの仮設住宅を5棟移築するものであります。1棟4戸タイプでありますので計20部屋を整備するものであります。さらにはテニスコート東側の既存管理棟を改修しまして、施設管理及び集会スペースとして活用するものであります。その他、電気工事、浄化槽などの設備工事、外構工事などを行うこととしております。部屋のタイプは1DK、これは約6坪が3部屋、2DK、約9坪が14部屋、2LDK、約12坪が3部屋であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第12、議案第54号 物品購入契約の締結について（浪江町共同調理場厨房機器等備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第54号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は浪江町共同調理場厨房機器等備品購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった福島アイホー調理機株式会社代表取締役渡邊秀忠と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については教育委員会事務局教育次長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（大原教知君）** それでは契約についてご説明いたします。

まず契約の目的でございますが、浪江町共同調理場厨房機器等備品購入でございます。

納入場所は福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西地内で浪江町共同調理場になります。

契約の方法ですが、指名競争入札でございます。

契約金額でございますが、6318万円のうち、取引金額に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、468万円であります。

契約の相手方でございますが、福島県郡山市八山田4丁目94番地福島アイホー調理機株式会社代表取締役渡邊秀忠でございます。

納期につきましては、議会での議決を受けた日から平成29年10月31日までとしております。

次に、議案第54号資料をお開きください。浪江町共同調理場厨房機器等備品購入一覧表になってございます。大まかな商品についてご説明いたします。縦軸には室名が入っており、横軸には品名、間口、奥行、高さ、数量、単位が入ってございます。

まず、検収室ですが、調理場の関所とも呼ばれ、食材の状態などを確認する部屋でございます。その主な備品としては掃除用具入れ、球根皮むき機などとなります。

次に、食品庫ですが、食品を貯蔵する部屋となります。そこで使用する主な備品は冷凍庫となります。

次に、前室は調理員の洗浄や消毒などを施す場所で、そこで使用する主な備品はシューズ殺菌庫、衣類殺菌庫です。

次に、下処理室は食材を洗う作業などを行い、そこで使用する主な備品は冷凍庫などとなります。

次に、調理室は、調理作業全般を行い、そこで使用する主な備品は移動台、ステンレス製回転釜などとなっております。

次に、配膳室ですが、そこで使用する主な備品は配送用コンテナなどとなります。

最後に洗浄室ですが、使用した食器等を洗い、消毒処理を行う部屋となっており、そこで使用する主な備品は電気式食器消毒保管機などとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13 議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は既存工事敷地（藤橋地区）整備に伴い、既存工事敷地内にある物品を処分するため工事請負費から委託料へ予算を組み替えるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで常任委員会開催のため10時45分まで休議  
します。

事務局長から場所の指定をします。なお関係課長についても出席  
をお願いいたします。

（午前 9時43分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午前10時47分）

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求め  
ることについて（平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号））  
を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決が6億2400万円余の減額です。ちょっと調  
査不足ということもありますけれども、特交も含めた地方交付税の  
交付、3月末にかけて入って5月の臨時議会で専決処分の報告があ  
ったというそういう経過を記憶しているんですが、今回の専決では、  
特交も含めて地方交付税の追加交付というか少ないと、国との関係  
でこうなったということでしょうけれども、これまでと比べると、  
3月末にかけて、相当額特交、あるいは地方交付税の交付があつた  
と思うんですが、今回それがなかったという特別な理由があるのか  
ないのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それではご質問にお答えいたします。

今回の補正額は3891万7000円でごままして、特交の最終的な交付  
額は43億円ということでございます。それに比べまして、前年度の  
特交額は28億円でございますので、額的には前年度より比べると事  
業に伴って増えているということでございます。ご理解いただきたい  
と思います。

○議長（紺野榮重君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、承認第1号は承認することに決定しました。
- 

◎承認第2号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、承認第2号は承認することに決定しました。
- 

◎承認第3号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。



これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

---

### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） お尋ねをいたします。

先ほど住民課長の専決議案説明で3月30日に地方税法の一部と航空燃料譲与税の一部改正が成立したという説明がありましたけれども、その法律の改正の中身に特に浪江町とかかわりの深いというか、地方自治体として極めてかかわりの深い問題が改正されていると、いわゆる配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。それによる減額分については平成19年度以降、個人住民税の減額については、減少分については全額国庫で補填されると、そういう一部法改正も行われているんですが、今回の専決議案にはそれが入っていないんです。私、勉強不足なものですからなぜ今回それが入っていないのかということをお尋ねいたします。

それから第2点は、資料の5ページで4項のところ为先ほど課長説明で申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町民税の課税をすることができるという説明されましたけど、意味不明です。内容を説明してください。

それから20ページ、第16条の2の説明だったと思うんですが、改造車に対する加算税の徴収について説明がありました。改造車については危険だし迷惑だからそれは当然だと思うんだけど。地方税法の一部改正で町が改造車かどうか判断をして課税するということが可能なのかなのかと地方税法が一部改正されたという説明でしたけれども、これも現実問題としてどう実態を判断して課税をするのかということについて、ちょっと理解ができませんでしたのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。

まず5ページの第33条の部分でございますが、町民税の特定配当所得と特定配当譲渡所得の課税上の話でございますが、そもそも所得税の申告をした後に町税の申告をした場合、町税で申告した方が税額が安くなる場合がございます。その場合、そちらを適用してもいいというルールでやっておるんですが、それを条文で明確化したということでございます。

配偶者の控除につきましては、名称の変更になります。名称の変更といいますのは、控除対象配偶者38万円以下の方をお呼びしていたわけですが、この部分を同一生計配偶者と呼び方を変えた。今まで使っていた控除対象配偶者というのを納税義務者の所得が1000万円以下の。

[何事かと呼ぶ者あり]

○住民課長（武隈吉美君） 失礼しました。地方税法の中にはそのような条例の改正がなされていますが、浪江町税条例の部分では、その部分が入ってございませんでした。説明が途中になったんですが、控除対象配偶者と今まで呼んでいたものは新たに納税義務者の所得が1000万円以下の方で配偶者が38万円以下の所得の方を呼ぶようになっている。

最後に三つ目の質問でございますが、改造車ということではありませんので、三菱自動車の燃費不正偽装問題というのがございました。このことに関しまして、本来安い税金を払っていたにもかかわらず、不正によって税額があとから高くなった、その差額を払わなければならないようになった、その部分の負担については、その原因者が10%上乘せして払いなさいよと、そういうルールが新たに決まったということでございます。

○議長（紺野榮重君） はい。馬場績君。

○16番（馬場 績君） 16条の2については分かりました。33条についてですけれども、町税で申告したほうが安いと、それを条文化したということですが、5ページの4項において、どの部分をどう読めばそう解釈できるのか専門家の立場から説明してください。条文化されたといってもこれを読んだだけでは安くなるという意味が理解できません。

それから、控除対象配偶者の一部改正に関して、浪江町の条例には入っていないので、今回条例改正には提案していないということですが、一方では地方税法改正が行われたわけでしょう。しかし浪江町の税条例というのは従来、今回もそうなんだけれども、

地方税法改正によってうんぬんかんぬん従ってこう改正すると、ずっとやってきたわけですよ。それが今の説明だと特に今回の改正では住民税というか町にとっては地方自治体にとっては大きな減収になると、その差額については国が補填するという事まで明らかにされているわけだけれども、肝心の町の条例化されていないということになればどうするんですか。条例がなくても国から入ってくる分についてはそのまま受けると、そういう税務行政というか、地方行政の事務処理でいいんですか。ちょっと納得できるように説明してください。質問の意味分かりましたか。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。33条につきましては、下の2行なんです、配当の所得の話と譲渡所得の話、これが4項の話と5項の話になるわけなんです。

[何事か呼ぶ者あり]

○住民課長（武隈吉美君） 6項ですね失礼しました。になっているんですが、これは内容的には同じでして、この行の右側に書いてあるのは、この税金の申告方法の種類が書いてございます。源泉分離課税、申告分離課税、総合課税とあるんですけど、これは申告の種類がこの種類がありますよという意味で書いておるものでございます。下の数字は所得税の申告するわけなんです、住民税、町民税の申告も別に行うことができます。役場でやっている申告は所得税の申告なんです。それに該当しない人は町民税の申告はできる。別な枠で。その時に改めて申告し直した場合に、税率の計算上で安くなる場合があります。その場合には有利なほうを使えるようにしてもいいよというルールで今までやっていたんですが、それを明確化したということでございます。

次の名称なんです、大本のルールは議員おっしゃったとおり、減少分になる部分は当然、町に補填されるわけなんですけれども、大きなルールというのは地方税法で決まっています、浪江町の条例は名称の変更に伴って、連動して変わったただけでございますので、その部分の内容については記されておりません。

○議長（紺野榮重君） 16番。

○16番（馬場 績君） 町民税申告の法案が譲渡所得にかかわる税金申告では、町に申告したほうが安いと、では条文ではどこをどう読めばいいんですかと聞いたわけだけれども、明確な回答はありませんでした。これで良いかどうか、私の受け止め方で良いかどうかだけ確認しますのでお答えください。そのことについては5ページの（2）36条の3第1項に規定する確定申告書うんぬんに掲げる申告

書が提出されたものとみなされる場合における当該確定書に限るといふところに町民税申告した場合、ここが適応されて課税処分が安くなるという判断の根拠になるんですか。そういう理解でよろしいんですか。6号のところにも同じく下に書いてあります。(2)のところ。ということで確認します。

それから、配偶者控除にかかわる浪江町の条例改正についての課長説明では、なお理解できないんですけども、制度がそう変わったんだから差額分について国から補填されると、それはそのとおりだと思うんですよ。だけれども、先ほど聞いたように地方税法案が改正されたのに町の税条例には入っていないのではないかと聞きました。そうすると先ほどの答弁では地方税法の改正によって、町の変更が行われる、そこら辺も分からないんですけども、条例を改正しなくてもそういう制度改正による補填は明らかになされる、間違いなくなされるから町の条例は改正しなくても良いんだという課長説明になるんですけども、自分でしゃべっていてもそれで良いのかと疑問を持ちながら質問をしているんですが、そういう流れだという回答だったと思うんですが、それで間違いはないですか。回答というか答弁だったと思うんですが間違いはないですか。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 33条につきましては、条文が複雑になっておりまして、法務上で肯定したものを括弧書きで否定して、さらに町長が認めれば良いというような条文になっているので、結局のところどっちでも良いよという表現の仕方を文書にするとそういうような形になっております。それで非常に分かりにくい文書だと思うんですけども。あと扶養に関しましては、条例とかには補填されるところかそういう文言は載っておりません。単純に今回の税法の改正というのは、要は配偶者の方が、今まで110万円ぐらいまでしか働けなかったというか、配偶者控除を受けるのに働けなかったのを、上限額を引き上げるための制度なんです。もっと働けるように。その代わり旦那の所得がある人を抑えるようにというか控除が受けづらくなるようにバランスをとった制度なんですけど、そのための文言の修正という制度が地方税法でなされたので、税法はそっちで固まっています。ただ、浪江町の税条例では改正に伴って、同じ文言がでてくるのでその部分の改正だけをしたということになっております。なので直接税制に影響があるかということではございませんというか税条例には直接的なことは書いてございません。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 今のやりとりを聞いていても非常に私は理解ができない。この内容については上位法である地方税法が改正されるんだと、ということで町の条例も改正が必要だと。つまり、右ならえしなくちゃいけないのかと。内容については分からないながらも流れ的にはそうだと理解しています。ただ、今のやりとりで分からないのはこの町税条例が、改正されることによって、町税の影響はどのように及ぼすのかと。ましてや、この当初予算で町税は計上されているわけですから、この施工日をみると4月1日から施行するとなっているんですよね。ですから、この条例の改正と一般会計の当初予算に及ぼす影響と、そういう関係について、例えば税の改正があった時はそういうことを私たちに説明していただければある程度賛成反対の判断材料にはなるのかなと思うんですけど、この町税条例について改正することによって町に及ぼす影響というのはあるのかなのか、それを明確にさせていただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 改正後の中身については、資料としてはいただいています。ただ、今後の町税の収入がどうなるかというのは試算も行ってございませんので、金額については増えるのか減るのか今お答えはできない状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 要望になるんですけど、今の私の最初の質問でも言いましたが、町税条例が変更によってどのような町税に関してとか及ぼすのかを最初の提案の時に説明をできればお願いしたいなとこのように要望しておきます。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は承認することに決定しました。

### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第51号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 確認します。この入札の契約方法で指名競争入札となっています。これは何者指名で、この基準、解体工事というのは以前からもはっきり言って浪江の業者ですけど丸投げだと思っています。地元業者も小さい会社はたくさんあると思うんですが、そういうところを何件かに分けて小割発注すれば、もう少し本当にやれる業者さんがとれるのかと思うんですが、この辺の基準を明確に教えてください。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。今回のこの入札、指名競争入札でありまして、指名業者は町内3者でございました。基準といいますか、予定価格がこの契約金額よりも若干高いとかそういう金額でございまして、町内のAランク3者を指名したところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 地元業者という観点では、今回の地元のAランクの3業者に発注したということでございます。ただそれ以外のもっと幅広くといいますと、例えばB、Cとランク付けがございまして、そういった観点では今回はあくまでも予定価格でAランクというような判定で指名委員会で決定させていただいたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） 再質問なんですけれども、私が言っているのは、万が一この6億円が安い高いではなくて、もう少しもしかしたら1億円ずつで6者で分ければ、もう少し下のランクの人も入札に参加できて、本当にやる業者が仕事に携われるのかというような質問だったんです。大きくやると万が一ここで東北工業さんがやるとかやらないとかではなくて、もう少し幅広くいろんな会社で仕事に携われる機会があるというのをくどいようですが、そうやっていかないと、とる業者さんが決まっちゃうんですよ。なぜかという、毎回ここからとってるんですけれども、東北工業さん、横山さん、泉田さん、他にだって会社たくさんあるんですよ。実際、その方が

やっているんだっいたらいいんですけど、人がいないんで実際やっていないんです。やっぱり町というのは、自分の町民の方が働く場所を提供する場だとも思っているんですよ、この公共工事というのは。やはり、そういうところを理解して発注者で大きく発注されると実際的にやれる業者というのは少なくなってくるんです。これは前馬場議員からもこういう質問毎回でているんですけども、町では対応全然していないんですよ。何かこの場だけなんです。これも4月にやっているんで、この説明も産建でたくさん議論されているとは思いますが、まずもって分かっている方いないうちに終わっているんです。こういうことで町の執行の体制が良いのかということのをかなり危惧していて、一つも前進ないんです。その辺をどう考えているか、これは町長、入札方法をどう思っているかお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。

議員お質しのとおりにいいますか、我々町としましても町内業者の育成ということで非常に頭を悩ませているのも実態でございます。ただ今回の工事も含めてですが、今、どうしても期間が限られた中で工事を進めなければならないという案件が非常に多くなっております。そのようなことも含めて、確実に執行していただくということの観点から今回についてもこのような指名になりました。町内業者の育成ということも頭には入れておりますが、なかなか工事の施工時期、期間が非常に限られている状況があるということもあわせてお汲みとりいただければと思います。全く無視しているということではございませんのでご理解いただきたい。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） 最後になりますが、やはりそういうような期間のせいにするのではなくて、そこは行政でもう少し期間を若干とればできるような感じで副町長答弁されましたけど、だったらはじめにそういう工事が発注できるように行政も努力していなくて、前も期間の話されたんですよ。私もちょっと覚えているんですけど、この間もですからね。同じことやっているんだっいたら毎回進歩ないんですよ。そこを分かっているなら行政ではじめに結論出してもらって入札はじめに出せばいいんですよ。そうすると若干期間が長ければ、もうちょっと下の業者でもできるというような今の解釈に私はとれたんで、もう少しはじめに出してもらって、小割発注でなるべく地元の業者が仕事できるように、これ次回ないようにだけお願いします。これ3回目ぐらいですから、こういう質問してるの。よろしくお願いします。



○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 工事の管理含めて、今応援隊が非常に多く入ってやっている状況でこれできりぎりの期間になっているので、そこもご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。  
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 51号から55号まで産業・建設常任委員会の所管事項で担当課長から概略説明あって、質疑の時間はとれなかったんです。他の同僚議員も質問あると思うんですけど、そういう意味で本会議でやるというところを前提に課長説明がありましたので、改めて私からも質問させていただきます。議案第51号の指名競争入札、これはいつも聞いていることですが、参加業者と予定価格、それから落札率についてお尋ねをいたします。

それから、51号の資料説明でこの赤い部分については、事後活用のために残すと進出企業との調整済みだと、こういうことである意味では、予約済みというか進出企業が予約済みだという明るい話題提供もありましたけれども、議案説明で、進出企業の意向もありということだったので、あえて進出企業の予定がどうなっているかお聞きをいたします。

それからこの解体の事業費に絡んで改めてお聞きします。この財源は何でしょうか。それから財源に絡んで一般家屋と企業体のこういう建物にかかわる解体の、その環境省との関係で違いがあるのかどうか、調査できなかつたので一般住宅、一般建物は現在2300件ぐらい解体申請あるのかな。これは環境省、国負担で解体できるわけです。この今回の事業について、建物解体にかかわる一般事業と同じようなそういう補填というか、負担というかそういう措置はとれないのか。財源の問題にあわせてそのところをお尋ねをします。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、まず、入札の参加業者でございますが、東北工業建設株式会社、横山建設株式会社、株式会社泉田組の3者でございます。それから予定価格は契約金額が税込みでございますので、税込みで申しますと6億2618万760円で、落札率は98.3%でございます。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それではお答えいたします。

この赤いところの残すところは、進出企業が調整済みということでございます。現在、この誘致企業との関係でございますが、蓄電

池関連会社とかアスファルト製造会社、それからコンクリート二次製品の製造、それから業務用洗剤製造等、4社程度と調整中でございます。

それから、財源はということでございますが、この財源は復興加速化交付金を充当するところでございます。この解体の関係と財源の絡みでございますが、ここに議案として上がっている解体ですので、これが加速化交付金が充当できるということでもありますので、国費対応という形でございます。それから一般住宅の関係でございますが、それについてはそれぞれ環境省と私たちの課の所管ではございませんが、環境省とそれぞれの各家庭との契約という形に至っているかということでございます。一応そういう形で解体についても加速化交付金が充当できるというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 財源に関して、一般の建物解体との関係、金の出所はどうなんだというお尋ねをしたわけだけれども、要するに、結論から言うと、一般のその建物解体については、発注者は個人ですよね。この場合は町だということで環境省による解体事業は対象にならないと、事業主体は町なので、町としては、復興加速化交付金による国庫負担を活用するということだという理解でよろしいですか。

それから、入札の実態ですけれども、参加業者、今の11番、山本議員も言われたけれども、落札業者、入札業者、Aランクだと言われればそれまでなんだけれども、全く同じ業者、果たしてこれで地元業者の育成イコール浪江町の復興イコール浪江町の雇用イコール町民参加のまちづくり、そういうことに連関していくのかどうか、ここですよ。行政が求められる視点は。言葉は悪いけれども金太郎飴でしょうこれ、手を挙げている人は。私は通常の時でもそうはあってはならないと思うけれども、特に現在は、特別異常、異質な時期なわけだから、経験したことのない災害復旧工事、あるいは様々な公共事業に取り組んでいるわけだから、だとするならば、いかに浪江町の復興再生のために零細業者も含めて町民の力を活用するかと、民間活用の視点ですよ、求められるのは。これは、行政は行政として工事期間が短いとか、その中で事業完成しなくてはならないというそういう苦勞もあると思うんだけど、しかし、あそこの場所を解体して企業誘致するとういう計画は少なくとも復興推進課長にいた当時からそういう計画があったわけだから、今ここにきてその期間に限りがあるということは、これもちょっと言葉悪いんだけど、あまりにも弁解がましいかななんて私は思うんです。

そこをどう見直すかということについてお答えください。

それから、落札率98.3%は高すぎますよね。石井さん、そう思わないか。ここはやっぱりいくら復興交付金を使うにしてももっと有効な活用というか公平透明のある活用、あるいは事業の発注にしなければならないと私は思います。これは担当課長ではたぶん答えられないでしょう、答えられないというと失礼だから、私の今の質問に対する回答、前一行に並んでいるお三方、順序はお示ししませんのでどうぞ明快なご回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 既存工業敷地の既存建屋解体工事の事業主体につきましては町でございます。町がこれを解体するというところで、その財源については、復興加速化交付金を10分の10を充当するというところでございますので、解体についても国から加速化交付金が補填されるということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 落札率の高さの関係ということでございますけれども、こちらとしては予定価格をきちっと設定をした中で、入札をしているわけでありますから、そこを高いと言われましても正直答えられないところでございます。適正な金額ということで理解をしているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

(午前 1 1 時 3 7 分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 1 1 時 3 8 分)

---

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 分離発注の件かと思うんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、議員お質しのおりこの日本ブレーキの工場自体を再利用するということの決定からここに至るまで時間がかかり過ぎているのではないかというご指摘だと思いますけれども、そこについては先ほども言いましたように応援部隊も含めて迅速な補充を図りながら今までやってきて、今ようやくここまできたという状況であります、正直なところ。なおかつ、この財源も国の財源を使っているというところから、その調整も含めて決して

遊んでいるわけでは、それこそ昨年時間外の中身から言っても産業振興課ほとんど休んでいない状況でやっているのが実態なんです。そこもご理解いただきたいと思います。

その上でですけれども、今分離発注のお話も確かにございました。ただ、弁解と言われるとそれまでかもしれませんけれども、今の状況からいって設計含めて、あるいは経費も含めてかさばる話でありますから、そこまでして分離発注しなければならないのかということでは正直あります。ただ、地元の事業者の育成というところから観点から考えれば、そういったところも考慮しなければならないということは我々も十分理解をしておりますけれども、そこのはざままで我々自体も正直悩んでいるところでございます。そこは、ご理解いただきたいと思いますが、できるだけそういった分離発注ができる環境づくりもこれからしていかなければならないとは思いますが、今すぐと言われて、あるいはここで確約しろと言われても今のところそこまで正直権限ないというか、自信がないというのが正直なところでございますので、そこもご理解いただきたい。

○議長（紺野榮重君） 16番。

○16番（馬場 績君） 確かに行政側としてもいろいろあっちもあるし、こっちもあるから苦勞されていると思います。それは分かります。分かるけれども、いつも出てくる業者の名前がよく馴染みのある3者しか出てこないということでは、置かれている現状からするとあまりにも惰性に流され過ぎているのではないかと。行政側の苦勞も分かるけれども、それはやっぱり地元業者、町民の行政に対する信頼そういう点からある意味では大胆な見直しも求められているということは、今副町長の答弁からもにじみ出ていたと思います。これ以上責めません。責めませんけれども、見直しを約束しろと言われてもできないと言われたけれども、見直しに着手しなければいつまでもこの惰性が続くということだから、そこは改善しましょう、一緒に。場合によっては、私も入札問題に対する全国の先進事例を調べて提案もしたいと思います。

一つの方法として、予定価格について実は叶町長の時代にいろいろまた公共事業発注で問題があって、予定価格の事前公表を求めたのは私なんです。結果、それがさまざまな問題もまた起きているということですから、予定価格の事前公表の見直しも含めて、今までとは違う浪江町の公共事業の発注のあり方を強く求めておきたいと思えます。要望です。答弁はいりません。馬場町長、お願いします。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）既存建屋解体工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場 績君。

○16番（馬場 績君） これも所管でしたけれども、時間がなくてできませんでした。本会議質疑となります。

この事業について、4社が希望しているという議案の説明がありました。これは、先ほどの4社ということで、よろしいのかどうか。

それから、4社希望についての確定について、町民に4社こういうことでほぼ確定だよという話を説明をしてよろしいのかどうか、この事業にかかわって。

それから、52号の外周、あるいは中線に町道を入れるというところまでは必要だとは思いますが。ただ、周辺に崩落箇所があると、これは紺野榮重議長が何度かこの席から崖崩落の整備費については、事業者の負担なのか、町の負担なのかということを繰り返し質問してきたと思います。先ほどの議案説明では、崖崩れの整備も町でやると、委員会の資料説明では町でやるという答えでした。そうすると、これまでの議会に対する説明と大きく変わってくるんですけども、元地権者との関係で工事費の負担はいったいどういう約束があったのか。先ほど委員会で課長が説明されたように、崖崩落の修繕費は町で負担するという説明になった理由は、どういう理由なのか、お尋ねをいたします。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） お答えいたします。

日本ブレーキ跡地に入る誘致企業でございますが、4社と答弁しました。この4社とは、現在今いろいろな進出について細部にわたって調整をしているところでありますので、ある時期になりましたら、町民を代表する議会、それから町民にご説明をしたいと思えます。そんなに遅くならない時期に説明をする予定でいるところでございます。

それから、崖地の復旧工でございますが、いろいろまだ浪江町の所有にならない時から日本ブレーキと交渉をしておりました。いろいろ調整した結果、敷地内整備工事の加速化交付金事業の中で対応できるという形になったわけです。これは、いろいろと復興庁と詰めた結果本来の事業者日本ブレーキに求めることなく町でできるようになりましたので、こういう形でいろいろな国とのヒアリング、調整等の結果なったというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番。

○16番（馬場 績君） 4社が希望しいて、現在調整中だということから、それ以上具体的な回答はできないのでしょうか。別な角度から、この4社の雇用計画などは町に出しているのでしょうか。もし、雇用計画が出ているとすれば、お示しをいただきたい。

それからあと、大雨等による敷地内の崖崩落の復旧整備については、復興加速化交付金をもって充てることができるようになったので、事業者負担とはしないという答弁だと思うんですけども、しかし復興加速化交付金使われるから事業者負担を求めないということは、これまでの議会答弁との整合性がないとやっぱり。別な角度から聞くと、本来は所有者が復旧すべき工事です。仮に1000万円かかると、2000万円かかるということであれば、当然町で購入する際にもその費用分については、交渉の材料として減額交渉を求めたのかどうなのか。

それから、最後になりました、順序は逆になりましたけれども、改めて指名入札参加業者と予定価格、落札率お尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） まず、崖の復旧のところでございますが、これは土砂崩れになっているところで、今回の工業団地として整備が必要な部分については、町がそこは復旧で財源をみてやりますよ、復旧もしますというところです。それ以外の部分、農地に落ちている部分について、当然事業者が田んぼ分は負担するというところになってございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 今回の入札の参加業者は、6者でござ

います。6者申し上げます。横山建設株式会社、豊工業株式会社、東北土木株式会社、それから株式会社泉田組、双葉グリーン土木株式会社、東北工業建設株式会社の6者でございます。

予定価格につきましては、契約額が税込みでございますので、税込みで言いますと6754万3200円、落札率は99.1%でございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 雇用計画はというご質問でございますが、ここに4社がすべて埋まれば、現在のところ私どもの試算では60名から70名程度の雇用がなされるのかと思っているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番。

○16番（馬場 績君） 副町長の答弁分かりました。ちょっと突っ込んで悪いんだけど、団地内については公共事業でやると、それ以外は地権者だと、その判断は誰がやりましたか。

落札率99.1%限りなく100%に近いという実態が今回の契約案件でも明らかになりましたので、先ほどの51号議案同様改めて制度の改善見直しが必要ではないかと要望しておきます。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 崖の整備するところについては、町が判断したところでございます。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありますか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 議案第52号は、議案第51号とリンクするという事で、つまり同じ場所で解体をしながら、道路、外周工事を行うというような事業です。しかも、工期が同じなんですよね。これで、果たして片方では解体していて、片方では道路の整備をしているということで、工期が守れるのかと非常に危惧します。この辺については、十分に計画を練った話でしょうか、その辺についてはどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 工期が同じだということですが、一応解体工事と敷地内工事それぞれの区域ごとにかち合わないよう業者に間と、あと町も入りまして調整しまして、事業執行に支障のないようにという形はもう事前からやっているところであります。

ですから、工期が同じであっても解体と整備は支障がないという判断で事業を行う予定でいるところであります。

○議長（紺野榮重君） 12番。

○12番（山崎博文君） また要望になりますけれども、以前にも工期延

長の変更契約ということで議会にも提出ありました。今課長答弁でありましたけれども、計画的に事業を執行するということですから、町側としてはしっかり工程の管理をお願いしたいと、決して遅延のないように要望しておきます。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） この造成工事に伴って4社の方が終われば入るような見込みだっちは言っているんですけど、これは4社しか入れないのかというのを初めに、もしかしたら4社は今希望あって実際はこの工事ができれば6社ぐらいの規模の面積がありますよとか、いやもう4社で終わりなのかというのが見えないものですから。それで、4社しか入れない造成工事だったら区分けか何かが分からないけど4分の1平等なのか、それとも1社はすごい大きい敷地で、あと3社は小さいとか何か分かるような資料が、全然、資料もそうですけど、説明がないものですから、その辺分かるように説明していただけますか、初めに。

それで、また同じ質問になるんですけども、工期が1月31日土日なんですけれども、事業のお金、交付金使うのに期限か何かがあって、1月31日にしているのかどうかその辺も合わせてお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） このブレーキ跡地の進出希望の区割りについては、希望企業と調整をしているところでございます。その段階では4社が入る形で整理しているところであります。

前の議案の補足にはなるんですが、建物として残すところがあったかと思えます、赤いところ、南側の東。ここについては、即入居したいという企業があるので、ここは内部の改装等で進出企業はできますよ。それから、その西側大きな工場棟を全部壊しますというところはコンクリートの二次製品会社等を予定してここで2社、真ん中に管理用道路があるんですがここで2社。それから、北側については、これもアスファルト製造会社がほぼ北側の東側を全部専有すると、あと一番西側にあるんですが、ここに管理守衛室とか、管理事務所、ここには面積を区割りしているところで、ここはそれほど面積がございませんので、余裕がないのかと。ただ、この北側の東側についてもアスファルト製造会社がもうすっかり入ってしまうので、この4社でほぼ終わりだという形で、5社、6社目があるのかというのは、今の段階では調整がしきれないのかと思っているところでございます。



それから、工期の関係であります、これも1月31日という形  
あります。これは、この事業量、それから解体、整備を考  
えて、あと復興加速化交付金を充当していますので、それ  
に係る精算事務等々を考えると1月31日になっているとい  
うことでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） 再質問で、もう一度詳しく教  
えてもらいたいですけれども、4社を見込んでいますよ  
と、そして面積的には少ないですけれども、何社か入れ  
るようなスペースと建物があるという解釈だったのか、  
それともそういう小さいスペースの募集というのか、そ  
ういうのをしているのかどうか、ちょっと雲つかんで  
いて申し訳ないんですけれども、もし4社のところが1カ  
所だめだったら、違うのにもすぐ敷地のつくりでもし  
来る会社がだめになったら、すぐ使えるような造成工  
事なのかもあわせて。質問分かりますか。課長、質問  
良いですか。

あともう一つは、先ほどの工期の話なんですけれど  
も、精算するのに1月31日でないという説明にしか聞  
こえなかったんです。私聞きたいのは、いや工事はこの  
金額だとこれくらいだからこの工期だという説明して  
いただけるのかと思ったんですけれども、もうお金の  
精算がこれだから1月31日という答弁にしか聞こえな  
かったんですけれども、やはり工期で無理して以前にも  
短い工期で2回ほど工期延長がされたことがありまし  
た。やはり仕事のボリュームで工期決めないと、決算の  
時期がいつだからというのは、ちょっとそういうやり方  
は良くないように聞こえたんですけれども、実際これ  
は決算の自分の都合なのか、それとも工期はこれくら  
いできないのか、その辺明確にお願いします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 工期についてでございます。  
工期については、精算を意識してではなくて、きちんと  
積み上げた中での工期であると。

あとは、もう一つは入りたい企業さんの今後の進出  
の意向の時期も考慮した上での工期としております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 小さいスペースとか、  
企業が急遽進出できなくなったということの対応はとい  
うことでございますが、事務サイドでは一応北側の西  
というのか、そこに守衛室とか事務棟があったところ  
、ここについてはある程度流動的な部分もございま  
すので、ここで入りたいとかという形であるとある程  
度隙間というのか、余剰スペースが出てきて、できる  
のかと思っているところでござい

ます。

そのほかについては、いろいろ企業との交渉でこれだけの面積が必要だということで、ここの流動の面はないのかと知っているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） 最後になります。ここの日本ブレーキ買収、そして解体、そして造成工事で莫大なお金がかかるのかなと思うんですが、それで思うに先ほど60名、70名の雇用、そしてここのなった場合にお金の割に借地代とか何かというのは考えた上で、ただではないと思うんですけれども、そういう説明は議会にも全然ないんですが、もしかしたら平米いくらとか、でき上がればいくらだよと、総金額は加速化交付金とは言えども税金とかなので、その辺の使い道が明確に伝えられていなかったように思うので、くどいようですがいくらぐらいの地代をとるのかと。あと、総事業費はいくらですと。あと、このほかには金かかるのかどうか分からないんですけれども、あとの議案にも出てくる中の処分代とかも合わせていくらなのか、お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えしますが、町が各企業にどういうふうに貸し付ける形態ですが、これは売却ではなく賃貸借契約という形で評価額に見合った額で各企業に賃貸するという形でございます。その分についても、町は営利を目的とする団体でございませぬので、それは実勢価格にあった営利を目的としない額で町に納入していただくという形でこれから、これからです、あくまでも額がいくらになったとか、そういう形はまだ決定しているところではありません。

総事業費については、この管理経費等については、現在まだ精査中でここでいくらという形はまだお示しできないところでございます。

あくまでも企業が今度入ってきましたらば、企業に借地料として貸付けた土地代の賃料が入ってくる。

それから、町として企業の負担ができない部分もあろうかと思えます、造成の中で。それは今後予算化ができるものについては、予算をしていくと。まずそこまでの試算はまだ今のところ詰めていないところでございます。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 今回の工業団地整備に係るお金については、取得価格合計で8億円かかっております。今回の解体、あとは出て

くる廃棄物の処分、造成が一応トータルの金額ということですが、あとこれ以上かかるお金については、企業が例えば企業立地補助金を使って整備するとか、建てるとかそういうことになってきますので、原則町ではこれ以上のものはかからないという理解でおります。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで、暫時休議します。

（午後 0時06分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 0時07分）

---

○議長（紺野榮重君） ここで、昼食休憩のため1時30分まで休議します。

なお、1時10分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1委員会室に参集願います。

（午後 0時07分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時30分）

---

### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第53号 工事請負契約の締結について（仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 議案第53号についてですが、現在ホテルなみえを使って一時滞在していて、町民にとってはありがたい施設が間もなく完成するのかと、この計画自体は思っております。その中で、53号の資料を見ると黒と白で色分けしているんですが、この中で入札契約金額が2億8000万円、これ新しいというか、宿泊が5棟になるんですが、ざっと計算すると21.6の5.4なので約116平米、坪数にすると35坪前後になります。これを割り振りすると坪単価が160万円くらいになるんです。多分単に建物だけでなく、附帯工事もあるんだと思うんですが、あまりにも金額的に160万円というかなりのログハウスが建つし、なおかつ再利用ということを考えてどうしても納得できない数字なので、この辺分かるように説明していただければと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

ログハウスタイプの工事費につきましては、例えば5棟つくりますが、そのほかに外構工事がございます。これは、アスファルト補修とか、フェンス工事とか、雨水排水側溝、それから機械設備工事という受水槽設置とか、浄化槽設置、これ65人槽という想定しております。あと給排水管設備、ガス配管、それから改修機械設備工事、これは既存総合管理棟の設備改修です、ここを管理棟にするって東側にあるところです。それから、電気設備工事という形で受変電設備工事、自動火災警報装置、情報配線工事などです。

本来ですと、5棟でそれぞれ坪単価をはじきますと、坪当たり約58万円という数字が出たところでございます。それ以外に、今申した外構とかその他の附帯工事があるってこのような契約金額になったところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番。

○8番（渡邊泰彦君） そういった説明いただければすぐに分かるかと思いますが、ほかの議案を見るときちゃんと出ているんですけど、これだけが設計図に単なる色分けだったので、その辺再確認させていただきました。

それともう1点なんです。工期なんです。先ほどからいろんな工期が出ていましたけど、平成29年9月30日まで終わると、この工事を見ると今テニスコートの部分に建つということなんです。基礎工事があるって、仮設ではないので多分本工事だと思うんです。そうすると今もう間もなく6月になるということで、期間的に本当に9月30日まで終わるような工程をいただいているのかどうか。な

ぜかと言いますと、今ホテルなみえに泊まっている方の話を聞くと、狭い、暗い、それで長期に滞在できない、1泊くらいならなんとかなるんですが、何日もいるということができないと。このタイプであれば大分長期滞在できるのかなと思っているので、その辺町民の負託に応えるためにもなるべくこの期間をびしっとやっていただきたいという思いがあるので、その辺課長、建設会社と工程的には間違いなく組んでいるのかどうか、お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 仮設住宅（ログハウスタイプ）につきましても、2億8080万円という事業量です。これにつきましても、設計書から事業費の工期を選定して、この9月30日という試算をはじめ出しておりますので、これについては着実に工期内に完成するようにするという形で、工事費に見合った工期という形で考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありますか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） この仮設住宅の場所の根拠、私のイメージですと高瀬のこの地区は若干高線量だったのかと思われるのですけれども、なぜここに決めたのか。また、この地区ですと滞在するに当たって交通手段がないので、もしここにお泊りになっても車がないと駅から歩いてくるとか、デマンドタクシーでも常備回っていただけるとかそういうことがないと高齢者の方が難しいのかと思われます。ログハウスタイプを大平地区からもってくるという案は素晴らしいのかとは思いますが、場所の選定に、ただあそこの場所が空いていたからにしかちょっと思われかねます。

また、もう一つ聞きたいのは、契約方法、競争入札、先ほどから何度も出ています。失礼ながら3者ではないとは思いますが、一応何者だったのか。あと、落札率、先ほどから90%超の落札ですが、これもご確認します。

あと、もう一つなんですけれども、この施設ができ上がればこれは長期滞在もできる施設なのか、あわせて質問します。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

いこいの村のあの辺の放射線量でございますが、放射線量が帰還困難区域に接続しているということで町も環境省に呼びかけまして、再除染を昨年暮れからしました。その結果70%~80%の低減率になって低減したということであります。

なぜいこいの村を利活用するんだということでございますが、現

在ホテルなみえというのがあるんですが、ホテルなみえは町民の一時帰宅の際の宿泊所として使っているんですが、現在のところ今年いっぱいとなっております。これから町は、浪江町にくるイノベーション・コースト構想とか、そういういろいろな企業誘致とか全国から研究者や事業者、さらにいろいろな交流人口が予想されますという形で、やはり宿泊施設が必要だと、一時滞在施設ですね、そのほかに町の復興計画の第1次、2次にもいこいの村なみえの再開が掲げられております。そういう形で本来のいこいの村なみえの施設として、一時宿泊施設として再開したいという形で町はこのたびログハウスを設置するところでございます。

あと、車とか交通手段等でございますが、これから管理運営も含めてどのような形にするんだという形がございます。これは、財団と良くそういう形、例えばなみえ駅から丈六までどうするんだとか、細部にわたって詰めたいと思いますので、今からこうするとかというところまではまだ検討していませんが、当然足の確保等も出てくるかと思っていますので、その際いろいろな管理面の中でも一緒に交通手段も検討したいと思っておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） では、入札の状況について、報告いたします。

入札参加業者につきましては、3者でございます。泉田組、横山建設株式会社、それから東北工業建設。それから、予定価格につきましては、税込み2億8626万720円でありまして、落札率につきましては、97.1%になります。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ログハウスタイプのこれは長期滞在はどう考えているんだということでございますので、今までの大平にあったのは基礎等も木杭で本当に仮設でありました。今回、移築する際はコンクリート基礎で、半永久的に使う、つくりますので、耐用年数についても使えるということで、あとは1泊、2泊、長期滞在にするかは、あと宿泊料の関係とかで今後財団と町で詰めていきたいと思っておるところであります。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） ログハウスタイプ、はっきり言って中古というか、そうだと思うんですけど再利用するので、新築ですとログハウスもし使わないで別な建物の新築だったら大体いくらだかは概算で多分言っているのかと思うんですけども、それだと坪当たりいくらなのかなと、そういう試算されていたら教えていただきたいん

です。言っているのは、ログハウスでなくても良いんですよ、普通の建物だったらいくらかなと。

あとは、ログハウスというのは、多分ただでいただけるんだと認識しているんですけども、何と何をもって使えない部分のゴミとかあと出てきて余計にお金かかるというのはないのかどうかもあわせてお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ログハウスタイプの移築をする際に検討しました。新築する場合、どのくらいかかるのかという形でほぼ検討した資料がありまして、79万6000円ほどでございます、1棟当たり。今回は、移築した場合は坪当たり先ほども答弁しましたが58万円という形であります。

それから、どういう材料という形でございますが、移築しての部材というか、改めて解体工事がかかりますとか、仮設工事がかかります、それから基礎工事木杭からコンクリートになりますという形で通常の部分になると。あと、ログハウスもそのまま大平からもってきててもそこをきれいにブラシアップしますので、新築同様になると。あと、天井なども本来天井高が低いんですが、開放感があるようにして天井高を高くするとか。あと、2階というかロフトをつけて、ロフトにも子供たちとかが滞在できるとかほぼほぼ本当に中古と言っても中の躯体の本当の部分が仮設住宅の部分だという形、それから風よけ室なども今までの仮設住宅ではなく改めてきれいにすると、本当に新築に近い形になるという形でご理解していただきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 11番。

○11番（山本幸一郎君） 要望も兼ねるんですけども、ログハウスタイプ大平には何棟かあって、その中の5棟だけもってくるのかと思うんですけど、そんなに安くすむのであれば全部もってきてそういう住宅別に町内に、安いのであればですけど、もってきてやられるのも一つの手かなとは思えます。

最後に言いたいのは、ここでも51号議案と一緒に指名競争入札といえども、同じような話になりますが3者ということでした。やはり、多くの業者さんできるのかなと思えますので、偏りのないような入札方法をあえてお願いします。要望で答弁ありません。

○議長（紺野榮重君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第53号 工事請負契約の締結について（仮設住宅（ログハウスタイプ）を活用した一時滞在施設整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第54号 物品購入契約の締結について（浪江町共同調理場厨房機器等備品購入）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第54号 物品購入契約の締結について（浪江町共同調理場厨房機器等備品購入）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第55号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第



1号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(紺野榮重君) 日程第14、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

---

○議長(紺野榮重君) 議案を配付しますので、暫時休議します。

(午後 1時47分)

---

○議長(紺野榮重君) 再開します。

(午後 1時48分)

---

○議長(紺野榮重君) 本案の審議にあたり、地方自治法第117条の規定により、14番、佐藤文子君の退場を求めます。

[14番 佐藤文子君退場]

○議長(紺野榮重君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長(馬場 有君) 同意第1号 監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、議会議員の任期満了に伴い、議員の中から選任される監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任をお願いいたします佐藤文子氏については、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、行政運営に優れた識見を有する方で、適任者であると考えておりますので、同意くださるようお願いいたします。

○議長(紺野榮重君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第1号 監査委員の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。  
14番、佐藤文子君の入場を認めます。

[14番 佐藤文子君入場]

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

(午後 1時49分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午後 1時49分)

---

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（紺野榮重君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

資料配付のため暫時休議いたします。

(午後 1時50分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午後 1時51分)

---

○議長（紺野榮重君） 各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査又は調査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

---

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 十万山国有林火災の鎮火報告について、申し上げます。

平成29年4月29日に発生した、林野火災については平成29年5月10日に鎮火を確認し、15時5分に災害対策本部長として鎮火宣言を行いました。消失面積は、約75haとなっており、浪江町部分で約22ha、双葉町で約53haとなっております。消防本部では、今後火災の出火点や焼失面積の確認を行うこととなっております。

また、林野庁においても、放射性物質の環境影響調査を実施する予定となっております。

今回の火災に関しまして、関係機関と連携し、その調査結果がまとまり次第改めてお知らせをいたします。

臨時議会の会期を延長するなど、議会の皆様のご理解、ご協力を賜り、火災鎮圧に注力させていただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げながらご報告に代えさせていただきたいと思っております。

ご協力誠にありがとうございました。

---

#### **◎閉会の宣告**

**○議長（紺野榮重君）** 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年浪江町議会第2回臨時議会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（午後 1時54分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会臨時議長 馬 場 績

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武

署名議員 半 谷 正 夫